

運営に関する基準

1 心身の状況等の把握

基準

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議(中略)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

【基準条例第 168 条 (第 14 条の準用)】

事例

- ✓ サービス担当者会議に参加した際の記録がない。

指導・ポイント

- サービス担当者会議に参加した場合は、そのサービス担当者会議で把握した利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の記録を残すこと。

2 短期入所生活介護計画

基準

指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

指定短期入所生活介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項の短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供の方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

【基準条例第 155 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項】

事例

- ✓ 利用終了日に利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ているケースがあった。
- ✓ 相当期間にわたり継続入所が予定されている利用者について、短期入所生活介護計画が作成されていない。
- ✓ 利用者又はその家族に説明して同意を得ておらず、当該計画を交付していない。

指導・ポイント

- 短期入所生活介護の提供を行う前に利用者又はその家族に対し説明し、同意を得ること。
- 短期入所生活介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、概ね 4 日以上連続して利用する場合は、その都度作成すること。
- サービスの提供開始前に (介護予防) 短期入所生活介護の内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得て、当該計画を交付すること。

3 食費の設定

基準

(前略)食費は原則として一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収すること。(後略)
【ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における食費の設定について(H24.9.5厚生労働省老健局振興課・老人保健課 事務連絡)】

事例

✓ 食費が1食ごとに分けて設定されていない。

指導・ポイント

➤ 1食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ請求すること。

4 身体拘束廃止

基準

(前略)緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

【基準省令解釈通知第3の八の3の(4)③】

利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得よう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。

仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

【身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)】

事例

✓ 緊急やむを得ない場合に該当するとして身体的拘束を行っていたが、家族への説明の記録がなかった。

指導・ポイント

➤ 身体的拘束に関する記録として、家族への説明を含め適切に記録を残すこと。

5 勤務体制の確保等

基準

指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

【基準省令解釈通知第3の六の3の(5)①】

事例

- ✓ 勤務表に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別が記載されていない。
- ✓ 兼務する職員について、それぞれの職種に係る勤務時間が記載されていない。
(看護職員と機能訓練指導員、短期入所生活介護の看護職員と通所介護の看護職員等)
- ✓ 短期入所生活介護事業所と特定施設入居者生活介護事業所を兼務している職員について各事業所での勤務時間が明確に分けて記載されていない。

指導・ポイント

- 兼務の場合はそれぞれの勤務時間を明確にすること。
- 短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- 勤務表は事業所ごとに作成すること。

6 ユニットリーダーの配置

基準

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

【基準条例第179条第2項第3号】

事例

- ✓ 一部のユニットでユニットリーダーがない。

指導・ポイント

- 常勤のユニットリーダーを配置すること。

7 定員の遵守

基準

指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(後略)

【基準条例第165条】

事例

- ✓ 災害、虐待その他のやむを得ない事情なく、日中一時的に利用定員を超えてサービス提供を行っていた。

指導・ポイント

- 利用定員を遵守すること。

8 掲示

基準

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例第 168 条 (第 34 条の準用)】

事例

✓ 掲示がされていない。

指導・ポイント

➤ 掲示すること。

9 秘密保持等

基準

指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

【基準条例第 168 条 (第 32 条第 2 項の準用)】

(前略)指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の(21)②】

事例

✓ 必要な措置が講じられていない。

指導・ポイント

➤ 従業者が、在職中はもとより従業者でなくなった後にも、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決めておくなど、必要な措置を講じること。

10

苦情処理

基準

指定短期入所生活介護事業者は、その提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

【基準条例第 168 条 (第 38 条第 1 項の準用)】

(前略)「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、(中略)事業所に掲示すること等である。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の(23)①】

事例

- ✓ 苦情に対する措置の概要について、掲示がされていない。

指導・ポイント

- 苦情に迅速かつ適切に対応する必要な措置の概要について掲示すること。

11

事故防止対策

基準

指定短期入所生活介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の(25)③】

事例

- ✓ 原因の解明が不十分で、かつ、再発防止策を検討していないケースがあった。

指導・ポイント

- 原因分析、再発防止策の検討、実践、事後評価といった、再発生を防ぐための対策を講じること。

介護報酬

1 機能訓練指導員の加算

基準

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(中略)を1名以上配置しているもの(後略)。

【報酬告示別表 8 イ及びロ注 3】

(前略)専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることがその要件であることから、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、たとえ常勤の職員であったとしても加算の算定要件は満たさないことに留意すること。(後略)

【報酬告示留意事項通知第 2 の 2 (6)】

事例

- ✓ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員の配置がない期間があった。

指導・ポイント

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員を配置しなければ加算は算定できない。
- 併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、加算の要件を満たさないことに留意すること。

2 看護体制加算

基準

併設事業所における看護体制加算の算定に当たっては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行う必要がある。具体的には、以下のとおりとする。

イ 看護体制加算(I)については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所として別に1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能である。

ロ (省略)

【報酬告示留意事項通知第 2 の 2 (8)①】

事例

- ✓ 本体施設とあわせて看護師が1名であった(併設事業所には准看護師しかいなかった)。

指導・ポイント

- 本体施設と併設の短期入所生活介護で看護師が1名しかおらず、本体施設で看護体制加算(I)を算定している場合、併設の短期入所生活介護での算定は不可。(准看護師では不可)

3

送迎加算

基準

短期入所の送迎加算は、利用者の心身の状況等に応じて個別に送迎を実施することを前提としており、事業者が画一的に時刻やルート等を定めてサービスのバス等に乗車させる場合は、算定できない。ただし、当該事業所の送迎が原則として個別に実施されている場合において、利用者の心身の状況等から問題がなく、たまたま時刻やルートが重なったなどの場合に限り、乗合形式で送迎を行ってもよい。

【H15. 5. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 151 介護報酬に係る Q & A [1]】

事例

- ✓ 原則として個別に送迎を行っていることが確認できない。

指導・ポイント

- 送迎について記録をし、原則個別送迎を実施していることを明確にすること。

4

サービス提供体制強化加算

基準

指定短期入所生活介護事業所〔特別養護老人ホーム〕の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。

【報酬告示別表 8 ホ厚生労働大臣が定める基準ロ(1)】

本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。

また、実態として本体施設のみ勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設かショートステイいずれか一方のみにおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。

【H21. 3. 23 介護保険最新情報 vol. 69 平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (vol. 1) [77]】

事例

- ✓ 介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 に達していない。
- ✓ 人員の割合を算出する際、本体施設と併設型ショートステイの人員を按分せずに計算している。

指導・ポイント

- 割合を確認の上、適正に算定すること。
- 事業所の介護職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で、ショートステイに係る職員についてサービス提供体制強化加算の算定要件を満たす場合に算定すること。